

独立行政法人日本貿易振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成 20 年 3 月 31 日
独立行政法人日本貿易振興機構

「京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 19 年 3 月 30 日閣議決定)に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「本機構」という。)が自ら実行する具体的な措置を定める実施計画を以下のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本部、大阪本部、アジア経済研究所、貿易情報センターの事務及び事業を対象とする。

2. 実施計画の期間等

本計画は、平成 19 年度から 24 年度までの期間を対象とし、その実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

本計画の期間中、毎年度、本機構の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

4. 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1)低公害車の導入

- ①公用車については、低公害車比率 100%を維持する。
- ②公用車の入換えに当たっては、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進める。

(2)自動車の効率的利用

- ①アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

- ②タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ③カーエアコンの設定温度を適切な温度設定にする。
- ④通勤時や業務時の移動において、徒歩又は鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑤タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑥来訪者に対しても自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

(3)自転車の利用

日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4)エネルギー消費効率の高い機器の導入等

現在使用しているパソコン、プリンター、コピー機等のOA機器、蛍光灯等の照明器具等については、既に省エネルギーの配慮がされた製品を採用しているが、更新・買換えに当たっては、引き続き、更なる省エネルギー対応製品の導入を図る。また、電気冷蔵庫等の家電製品など、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

(5)用紙類の使用量の削減

- ①コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部署単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ②会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤内部で使用する各種資料をはじめ、各種会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑦使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑧A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ⑨温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、機構内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6)再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ①購入し、使用するコピー用紙等の用紙類については、引き続き再生紙の使用を進める。
- ②印刷物については、引き続き再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 木材、再生品等の活用

- ①購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用するよう努める。
- ②間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用するよう努める。
- ③初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7)HFC の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFC の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ①冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFC を使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ②エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの SF6 の回収・破壊等

電気機械器具を所有する場合については、廃棄、整備するに当たって極力 SF6 の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(8)その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ①物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、商品選定段階から意識的に仕様等の事前確認を行う。
- ②環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

イ 製品等の長期使用等

- ①詰め替え可能な文具等を使用する。

②机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

③部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

自動販売機の設置実態を把握し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を促すとともに、自動販売機の照明を人感センサーと連動させる等省エネルギー化に努める。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1)既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

(2)温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

① 建築物の断熱性能の向上に資する建具等の利用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスやブラインドシャッター等を導入済みであるが、必要に応じて更なる断熱性能の向上に努める。

② 人感センサーによる照明システムの導入設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

③ 既に蓄熱システムを導入済みである（アジア経済研究所）。

(3)温室効果ガスの排出削減に配慮した空調設備の利用

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の利用を継続していく。

(4)冷暖房の適正な温度管理

① 冷暖房の適正な温度管理を図る。

② サーバー室の冷房については、サーバー性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(5)新エネルギーの有効利用

建築物の規模、構造等の制約の下、必要に応じて、燃料電池、太陽熱等の新エネルギーを活用した設備の導入を検討する。既に太陽光パネルを導入し、太陽光発電を行っている（アジア経済研究所）。

(6)水の有効利用

- ①給水装置等については、既に末端に、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置している。
- ②雨水利用・排水再利用設備を導入しており、その設備を活用し水の有効利用を行っている（アジア経済研究所）。

(7)周辺の緑化

植栽を施す等可能な限り緑化を推進していく。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1)エネルギー使用量の抑制

ア 執務室におけるエネルギー使用量の抑制等

- ①OA機器、家電製品及び照明器具については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ②本機構フロア内における冷暖房温度の適正管理を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③サーバー室の冷房については、サーバー性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。（再掲）
- ④夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるような適切な服装を励行する。
- ⑤発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑥残業のための点灯時間の縮減のため、毎週水曜日の早帰り勸奨日及び第2・最終金曜日の全館一斉消灯日の一層の徹底を図る。
- ⑦有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、残業の削減を図る。
- ⑧昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑨廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑩職員に対し、直近階への移動の際の階段利用を奨励すると共に、引き続き利用実態に応じたエレベーターの間引き運転や人感センサーによる管理等を行う。
- ⑪冷蔵庫の効率的使用を図る。

イ 本機構における節水等の推進

- ①家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水に努める。
- ②給湯室や食堂での洗い物等における水の使用量に配慮し、節水に努める。

(2)ごみの分別

- ①執務室段階でのプラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ②分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③不要になった用紙は、クリップ、バインダー等器具を外して分別回収し、クリップ等は再利用するよう努める。

(3)廃棄物の減量

- ①その事務として容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ②使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③紙の使用量の抑制を図る。
- ④シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに利用するように努める。
- ⑤コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑥廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑦物品の在庫管理を徹底し、効率的運用に努める。

(4)電力の調達方式の検討

独自で電力の購入を行う場合は、省CO₂化の要素及び購入価格等を考慮した調達方式を検討する。

4. 職員に対する情報提供等

(1)職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ①本計画を役職員に周知し、環境に配慮した行動を啓発する。
- ②機構誌、パンフレット、機構内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に関し、必要な情報提供を行う。

(2)その他

- ①「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- ②職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

5. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ①本計画の策定・推進・点検等については、「地球温暖化対策推進委員会」において行

う。本計画の策定・推進・点検等の管理統括は同本部が行い、関係庶務は総務部管理課において行う。「地球温暖化対策推進委員会」の構成員は、総務部（総務）担当理事、総務部（経理）担当理事、総務部長、総括審議役（経理担当）、研究企画部長、総務課長、経理課長、管理課長、研究企画課長、研究管理課長、環境社会配慮審査役とする。

- ②本機構の実施計画の実施状況については、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、「地球温暖化対策推進委員会」において、毎年、成果を取りまとめた上、適切な方法を通じて公表する。

6. 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

本部においては平成17年度より入居ビルの地球温暖化対策計画に基づき温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、平成18年度の時点ですでに平成17年度比4.2%の温室効果ガス排出削減を達成している。これらの従来からの取り組みの結果も踏まえ、本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成18年度を基準として、本機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を全体として6%削減することを目標とする。

また、この目標は、政府関係法人の取り組みの進捗状況や本機構の温室効果ガスの排出量の状況を踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

以上